

# 事務センターだより

第9号

H28.12.21

文責 岩下(阿蘇西小)

学期末の事務整理、おつかれさまです。もうすぐ冬休みです。クリスマス、お正月、休暇の計画はもうお済みですか？楽しいことがある反面、何かと物入りなこの時期、今回は「税金」についてご説明いたします。

## 「年末調整」と「確定申告」の違いについて

■「年末調整」とは、事業者（勤務先）等が、給与所得者の給与から概算により天引きしていた所得税額と、1～12月の1年間に支払われた給与の合計額から生命保険料等を控除した所得税額を算出・比較し、その過不足を調整する手続きのことをいいます。

(イメージ図)

不足の場合→

年末調整で計算した、その年に納めるべき所得税額
給与から概算で天引きした所得税の合計金額
納付額

過納の場合→

年末調整で計算した、その年に納めるべき所得税額
還付額
給与から概算で天引きした所得税の合計金額

■「確定申告」とは、1月1日～12月31日を課税期間として、その間の所得のすべてを計算して所得税を確定し、所得者本人が申告・納税する手続きのことをいいます。

(イメージ図)

1～12月	2月16日～3月15日
課税期間	確定申告期間

また、確定申告は所得税を納めるだけでなく、払い過ぎていた場合、還付してもらうための手続きを行うこともできます。これを還付申告(※1)といいます。

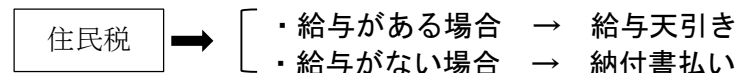
## 「所得税」と「住民税(市町村・県民税)」の違いについて

■「所得税」は国が課税する国税のひとつです。所得税はその年(1月～12月)の所得に対して課税され、年末調整や確定申告により精算・納税を行います。

■「住民税」は、市町村と県が課税する地方税のひとつです。住民税は前年の所得に対して課税され、6月～翌年5月にかけて適用されます。

(イメージ図)

平成28年1～12月	平成29年6月～平成30年5月
課税期間	納税期間



《知っておきたい情報》

・退職して収入がないにもかかわらず、住民税の納付書が届くことがあります。これは住民税が前年の所得に対して課税されるからです。本年の給与所得に応じた所得税を支払い、その後退職された場合、本年の所得に対する「住民税」を支払わなくてはいけませんのでご注意ください。

## 「還付申告」(※1)について

■還付申告の対象になる方

- ・高額な医療費を支払ったため、医療費控除に該当する方
- ・ふるさと納税をしたため、寄付金控除に該当する方
- ・災害の被害に遭い住宅や家財に損害を受けたため、雑損控除(※2)に該当する方
- ・年の途中で退職したため、年末調整を受けていない方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方(2年目以降は年末調整)、等

## 「雑損控除」(※2)について

熊本地震で被害を受けた方は、確定申告によって所得税などの軽減が受けられる「雑損控除」の対象になる場合があります。

■対象となる場合(詳しくは税務署又はお住まいの市町村役場税務課にお尋ね下さい。)

- ・資産の損失額 — 住宅や家財、車などに損害を受けた場合
- ・災害関連支出 — 災害に伴うやむを得ない支出(資産の損失額とは別に、住宅や家財の取り壊しや除去、原状回復費用等。家の門や塀、墓なども含む。)を行った場合

「事務センターだより」はいかがでしたか？来年も分かりやすい内容で情報を発信できるように努めていきたいと思っております。

来年もどうぞよろしくお願いたします。(阿蘇市学校事務センター 職員一同)